

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助に際し 東京都台東区が事業者を求める基準

(目 的)

第1 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（平成27年4月9日付26都市住民第1714号）第5の1アの規定に基づき、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助に際し区市町村が事業者を求める基準に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(内 容)

第2 区長は、区内において計画されるサービス付き高齢者向け住宅を整備する事業（以下「整備事業」という。）を行う事業者に対し、次に掲げる基準に全て適合することを求めるものとする。

- (1) 1棟あたりの戸数が10戸以上であること。
- (2) 管理開始時の入居者が、台東区に引き続き3年以上居住している区民であること。
ただし、管理開始後3箇月以上空家となったものについては、この限りでない。
- 2 整備事業を行おうとする事業者は、建設前に近隣関係住民に対して十分な説明を行い、円滑に事業を進めるとともに、将来にわたって良好な関係を維持するよう努めなければならない。
- 3 管理開始時の入居者が台東区に引き続き3年以上居住している区民であることが確認できる書類を区に提出しなければならない。
- 4 管理開始後3箇月以上空家となったものについて入居者募集を行う場合は、募集開始の2週間前までに書面により区に報告しなければならない。

付 則

この基準は、平成27年5月22日から施行する。

付 則

この基準は、平成29年5月15日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年4月27日から施行する。